



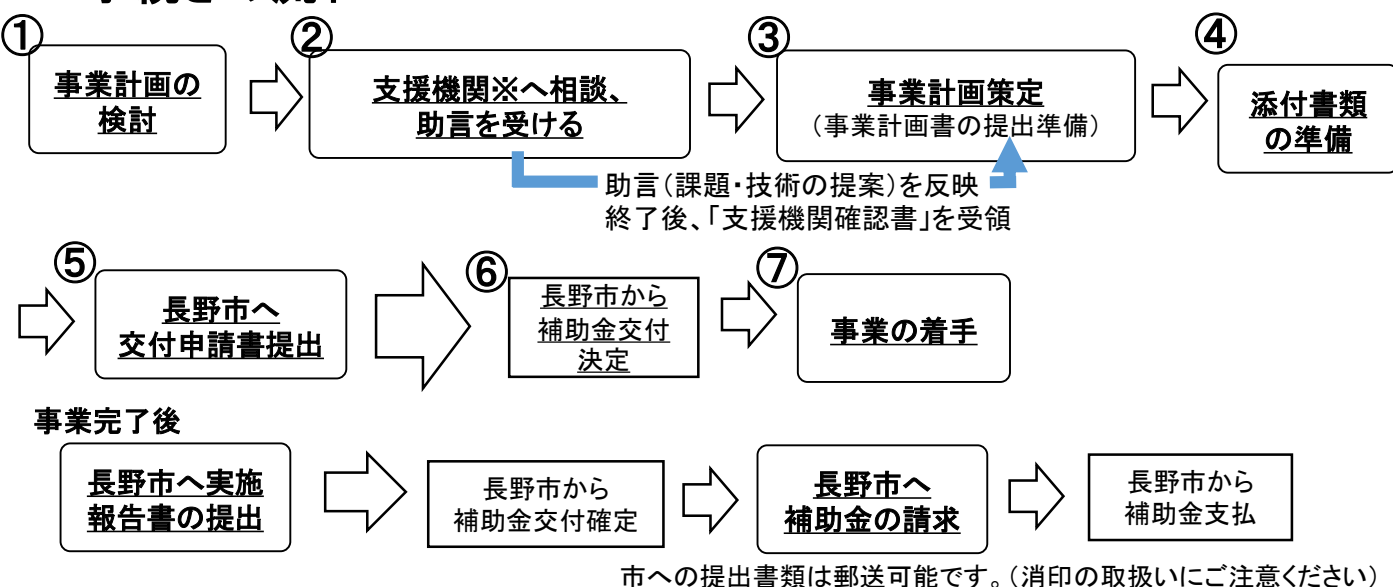
長野市小規模事業者 IT機器等導入支援事業補助金



長野市では、指定する支援機関※の助言・支援を受けて事務効率化や生産性向上のためにIT機器等の導入を行う小規模事業者を対象に、補助金を交付します。

対象事業	支援機関※の助言を受けた事務効率化・生産性向上のためのIT機器等の導入
対象者	小規模事業者のうち、市内に事業所又は事務所を有している、資本金1,000万円以下の法人又は個人事業主
生産性向上の例	◇ソフトウェア導入による事務効率化(会計処理・受発注管理・決済システム・人事給与管理など) ◇キャッシュレス決済やPOSレジ導入による事務効率化 ◇クラウドシステム導入による事務効率化 など
補助率等	2/3以内 (上限25万円)
条件等	・市税に未納(未申告を含む)がないこと ・他団体から該当経費について補助を受けていないこと ・機器導入後3年間、補助事業の継続及びフォローアップ調査に協力すること
募集期間	令和4年6月30日(木)から令和4年8月31日(水)まで(郵送の場合は当日消印有効)

～ 手続きの流れ ～



市への提出書類は郵送可能です。(消印の取扱いにご注意ください)

※「支援機関」とは...

長野商工会議所 TEL:026-227-2428

長野市商工会 TEL:026-284-3053

信州新町商工会 TEL:026-262-2138

(公財)長野県産業振興機構 長野県よろず支援拠点

TEL:026-227-5875

※長野商工会議所及び長野市商工会は本所及び支所で受付しています

長野市小規模事業者IT機器等導入支援事業補助金の概要

交付対象者

法人

- (1) 小規模事業者※であること
- (2) 資本金又は出資の額が1,000万円以下であること
- (3) 令和4年4月1日以前から継続して市内に事業所又は事務所を有すること
- (4) みなし大企業でないこと
- (5) 暴力団関係者でないこと
- (6) 性風俗営業等の事業でないこと
- (7) 市税に未納(未申告を含む)がないこと

個人事業主

- (1) 小規模事業者※であること
- (2) 令和4年4月1日以前から継続して市内に事業所又は事務所を有すること
- (3) 暴力団関係者でないこと
- (4) 性風俗営業等の事業でないこと
- (5) 市税に未納(未申告を含む)がないこと

※「小規模事業者」とは…
 おおむね常時従事する従業員数が、
 製造業その他:20人以下、商業又はサービス業:5人以下の事業者
 (中小企業基本法第2条第5項)

対象事業・経費

支援機関等の助言・支援を受けて、生産性向上のために行うIT機器等の導入事業で、次に掲げる事業の経費(税抜き)

支出項目 (経費区分)	内容
(1) ソフトウェア製品購入費	専用ソフトウェアの導入に要する経費
(2) 使用料及び賃借料	クラウド使用料、システム使用料、WEB・メールサーバー使用料 ※事業完了時点で支払済みの導入・使用に要する経費(最大2年間分)
(3) ハードウェア費	機械装置等(機械・装置・部品(センサー、RFID等)、工具・器具(パーソナルコンピューター・タブレット、デジタル複合機、事業所内インフラの整備等))の導入及び設定に要する経費

※ ハードウェア費として、パソコンやタブレット等の購入費用を計上する場合、生産性向上に関連が認められなければ、補助の対象とはなりません。また、補助事業に要する必要最小限のものが経費として認められます。

提出書類

交付申請

- (1) 交付申請書(指定様式)
- (2) 事業計画書(指定様式)
- (3) 同意書兼誓約書(指定様式)
- (4) 積算根拠資料(見積書の写し)
- (5) (法人) 登記事項証明書の写し
(個人事業主) 住民票の写し
- (6) (法人) 直近の決算報告書の写し
(個人事業主) 直近かつ受領印のある申告書の写し
- (7) 申請者の事業概要や主たる業種が確認できる書類
- (8) 支援機関確認書(指定様式)
- (9) その他市長が必要と認める書類

実績報告

- (1) 実績報告書(指定様式)
 - (2) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
 - (3) 事業により取得もしくは構築したものが分かる写真等
- ※確定後、交付請求書(指定様式)の提出が必要です。

その他

- ・ 補助金の交付は、年度を問わず、1事業者につき1回までです。
- ・ 令和4年4月2日以降に新たに始める事業や出店に係る経費は対象となりません。
- ・ 単独で20万円以上の経費については2者以上の見積りが必要です。
- ・ ハードウェア費については、申請書類へ設置場所の明記等が必要です。
- ・ 補助事業の事前着手(交付決定前の機器導入など)はできません。
- ・ 機器導入後、3年間継続して補助事業を実施していないことが判明した場合は、補助金の返還を求めることがあります。



申請様式等は市
 ホームページから
 ダウンロードでき
 ます。

【問い合わせ先】 長野市 商工観光部 商工労働課 工業振興担当

(〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所第二庁舎5階)

☎026-224-6751

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/skr/460633.html>